平成３０年（フ）第７０３号
福岡市南区井尻２丁目20番17―101号
債務者　川端　真理（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成30年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２５３号
仙台市太白区四郎丸字渡道60番地の１　第三中村荘202、従前の住所仙台市太白区東中田４丁目14番２号
債務者　中村みそぎ
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２６２号
宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば２丁目２番地の１　ＷＩＮＳＴＯＮ　Ｃ101、従前の住所宮城県富谷市太子堂２丁目11番９号
債務者　小野寺亮太
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２９９号
仙台市若林区連坊小路94番地の６　フェルド・シネッペ２―103
債務者　中村　弘子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３１６号
仙台市青葉区台原５丁目３番15号　マーブルハウスＣ棟203
債務者　菅野真由美
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第８９号
茨城県水戸市見川２丁目81番地の17　トミタメゾンＨ棟101号
債務者　恩田　剛光
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第９３号
茨城県鉾田市徳宿1809―14　メイプルホームほこた、住民票上の住所茨城県小美玉市栗又四ケ2269番地10
債務者　中村みつ子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第８２号
茨城県桜川市真壁町飯塚1002番地１
債務者　山上　啓子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第２１８号
京都市右京区嵯峨新宮町20番地128
債務者　金田　昌恵（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４６９号
京都市伏見区桃山町養斉１番地１　ライオンズマンション705号
債務者　松本　欣也
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４８４号
京都市北区紫野花ノ坊町９番地１　フォーブル花ノ坊103号
債務者　梶山　義昭
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１６３号
兵庫県姫路市川西47番地　六岡建設118、従前の住所兵庫県姫路市車崎１丁目13番15号
債務者　池田　児夢
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１７３号
兵庫県姫路市東辻井２丁目２番13号
債務者　永井　友和
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第５３号
松江市伊勢宮町535番地51　スパークビル３Ｆ
債務者　福田早予子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２０７号
広島県安芸郡府中町大通２丁目６番１―1106号
債務者　甲斐　紫生（旧姓江澤・樋山）
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３２７号
広島市西区高須３丁目３番40―304号
債務者　丸山　健斗
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３３８号
広島市東区戸坂山根２丁目７番32―103号メゾンユートピア
債務者　進　　夕紀（旧姓和﨑）
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部